

自主的避難等対象区域（相馬市）で釣具店を営む申立会社の風評被害による営業損害（逸失利益）について、売上げ減少の原因として、風評被害のほかに地震や津波の影響が認められること等も考慮して、平成25年3月分から平成27年2月分につき、原発事故の影響割合を8割として賠償された事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

被申立人と申立人は、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目	逸失利益	605万3856円
期 間	自 平成25年 3月 1日	
	至 平成27年 2月28日	
2 損害項目	追加的費用	11万3422円
期 間	自 平成24年 7月 1日	
	至 平成24年12月31日	
3 損害項目	本件和解仲介に関する弁護士費用	18万5019円

第2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害に係る和解金として合計635万2297円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立

人が署名（記名）押印のうえ、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年9月6日

（仲介委員 飯塚優子）